

V 障害児施設部門について

1 現状と課題

(1) 視覚障害

県内の視覚障害のある子どもの状況は、平成23年3月末現在で、身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童は25人で、うち5歳以下の児童は4人となっています。

また、特別児童扶養手当の受給資格対象児童で視覚障害が主たる障害の18歳未満の児童は14人で、うち5歳以下の児童は3人という状況です。【表26】

身体障害者手帳交付数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況です。【図35】

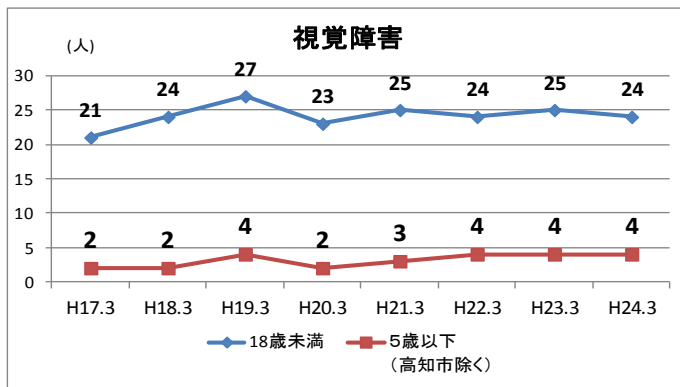
なお、各市町村が把握している支援を必要とする視覚障害のある未就学児は6人となっています。

【表26】障害者手帳交付数と特別児童扶養手当受給者数

圏域		安芸	中央東	高知市	中央西 (高知市除く)	高幡	幡多	合計
身体障害者 手帳交付数	18歳未満	2	6	12	3	1	1	25
	うち5歳以下	1	1	0	2	0	0	4
特別児童扶養手当 受給資格対象児童	18歳未満	1	3	8	1	1	0	14
	うち5歳以下	0	1	1	1	0	0	3

※障害者手帳 (H23. 3. 31 現在) ・特別児童扶養手当 (H24. 10. 31 現在)

【図35】身体障害者手帳交付数の推移



○視覚障害のある未就学児

[各市町村調査]

(H23. 11 高知県障害保健福祉課調査)

支援を必要とする未就学児：6人

県立盲学校の児童生徒数は、幼稚部1人、小学部5人、中学部3人、高等部6人、専攻科4人で合計19人、また、主たる障害種別が視覚障害の特別支援学級の児童生徒数は小学校8人、中学校4人で合計12人となっています。【表27】

【表27】県立盲学校及び特別支援学級の児童生徒数 (平成24年5月1日)

視覚障害	幼稚部	小学校(部)	中学校(部)	高等部	専攻科
県立盲学校	1	5	3	6	4
特別支援学級	—	8	4	—	—

現在、視覚障害のある未就学の子どもに対する支援は、県立盲学校の幼稚部と「ひまわり教室」で行われており、このうち「ひまわり教室」では、医療機関や市町村の保健師などからの紹介により、子どもの見え方や子育て相談・親子教室が実施されています。

また、盲学校の中にある「ルミエールサロン」では、視覚障害者向けの機器展示を行うとともに、視覚障害者生活訓練指導員が出張機器展示会の際などに相談に応じています。

(2) 聴覚障害

県内の聴覚障害のある子どもの状況は、平成23年3月末現在で、身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童は44人で、うち5歳以下の児童は10人となっています。

また、特別児童扶養手当の受給資格対象児童で聴覚障害が主たる障害の18歳未満の児童は18人で、うち5歳以下の児童は2人という状況です。【表28】

身体障害者手帳交付数の推移をみると、少し減少傾向にあります。5歳以下(高知市除く)の数はほぼ横ばいとなっています。【図36】

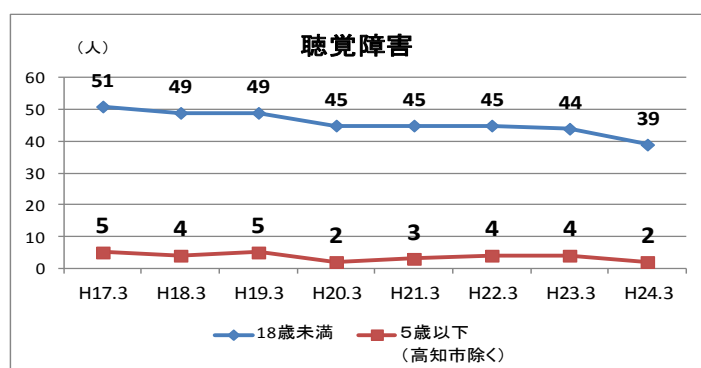
なお、各市町村が把握している支援を必要とする聴覚障害のある未就学児は13人となっています。

【表28】 障害者手帳交付数と特別児童扶養手当受給者数

圏域		安芸	中央東	高知市	中央西 (高知市除く)	高幡	幡多	合計
身体障害者 手帳交付数	18歳未満	2	9	21	0	4	8	44
	うち5歳以下	1	2	6	0	0	1	10
特別児童扶養手当 受給資格対象児童	18歳未満	1	3	8	1	0	5	18
	うち5歳以下	0	0	0	1	0	1	2

※障害者手帳 (H23. 3. 31 現在) ・特別児童扶養手当 (H24. 10. 31 現在)

【図36】 身体障害者手帳交付数の推移



○聴覚障害のある未就学児

[各市町村調査]

(H23. 11 高知県障害保健福祉課調査)

支援を必要とする未就学児：13人

療育福祉センターでは、新生児聴覚スクリーニング検査後の精密検査機関として障害の早期発見を行うとともに、診断後の早期療育支援を行っています。

療育福祉センターにおける精密検査等の実施件数は、平成19年度から23年度の平均で、年間78件、そのうち難聴と診断された子どもは14人となっています。【表29】

こうして難聴と診断された子どもは、療育福祉センターの児童発達支援センター（難聴児通園）を利用するなどして支援を受けています。

療育福祉センターの児童発達支援センター（難聴児通園）の契約児は、平成24年11月1日現在で11人、そのうち身体障害者手帳の対象とならない中軽度の聴覚障害の子どもが7人と半数以上を占めています。年齢は、1歳児が3人、3歳児が2人、4歳児が2人、5歳児が4人となっています。契約児の推移をみるとほぼ横ばいの状況です。

【表30】 【図37】

【表29】 療育福祉センター 精密検査等の状況(H19～23年度の平均)

期間	新患数 (人)	検査 内訳	新患 内訳	難聴の確定診断			難聴児合計	
				軽中度	高度	片耳	内訳	総数
H19年度 ～ 23年度 の平均	78	新スク	8	1	1	2	4	14
		非新スク	70	6	1	3	10	

※「新スク」は、新生児聴覚スクリーニング検査後の精密検査を表す。

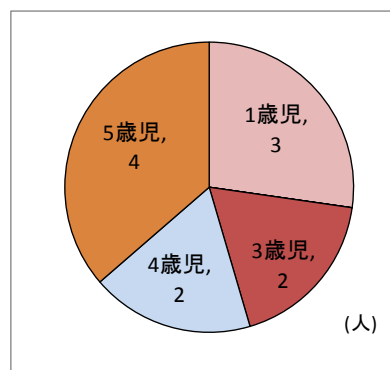
※「非新スク」は、新スク以外の難聴幼児通園部でのきこえの検査を表す。

【表30】 療育福祉センター児童発達支援センター（難聴児通園）契約児の状況（H24.11.1現在）
（障害程度の状況）

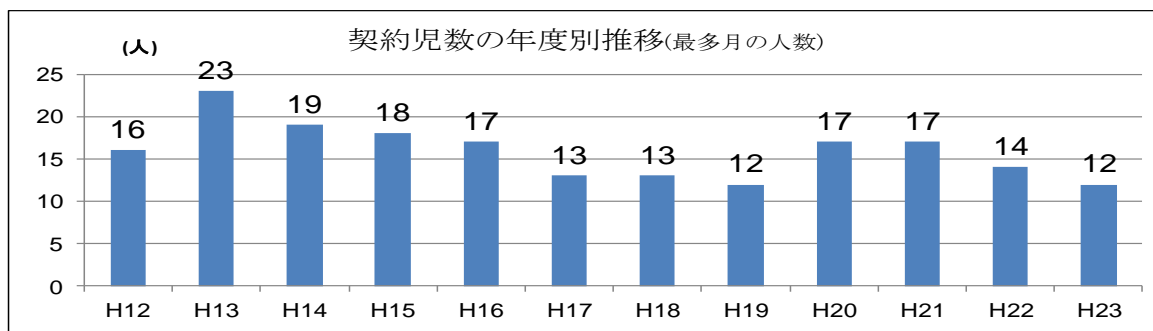
障害 程度 (dB)	身体障害者 手帳未所持	身体障害者手帳所持者					計	合計
		6級	4級	3級	2級	計		
		高度			最重度			
	(30-69)	(70-79)	(80-89)	(90-99)	(100↑)			
人数	7	2	0	1	1	4	11	

※うち他障害との合併がある児童:8名

（年齢別）



【図37】 療育福祉センター児童発達支援センター（難聴児通園）の契約児数の推移



※H24.4.1から児童発達支援センターへ移行しています。

高知ろう学校の児童生徒数は、幼稚部3人、小学部5人、中学部12人、高等部8人、専攻科5人で合計33人、また、主たる障害種別が聴覚障害の特別支援学級の児童生徒数は小学校14人、中学校7人で合計21人となっています。【表31】

【表31】高知ろう学校及び特別支援学級の児童生徒数（平成24年5月1日）

聴覚障害	幼稚部	小学校(部)	中学校(部)	高等部	専攻科
特別支援学校	3	5	12	8	5
特別支援学級	—	14	7	—	—

聴覚に障害のある就学前の子どもは、療育福祉センターの児童発達センター（難聴児通園）のほか、高知ろう学校の幼稚部と相談学級で支援を受けています。

高知ろう学校における支援の内容は、下表のとおり療育福祉センターの児童発達支援センター（難聴児通園）とほぼ同じですが、対象となる児童の障害の程度や並行通園の状況などに異なる点があります。【表32】

【表32】療育福祉センター児童発達支援センター（難聴児通園）と高知ろう学校（幼稚部及び相談学級）の比較

両機関の比較		療育福祉センター 児童発達支援センター（難聴児通園） （難聴幼児通園部）	高知ろう学校（幼稚部） （相談学級）
利用者	対象年齢	0歳から小学校入学前	3歳から小学部入学前
	障害程度	「難聴」と診断があった児童 （※聴力程度の基準はなし）	両耳の聴力レベルが おおむね60デシベル以上
通園状況	時間等	週1日程度の利用（1時間30分～3時間）	原則週5日（午前4時間、午後2時間）
	並行通園	保育所等との並行通園	並行通園は想定していない
	親子通園	卒園まで親子通園が必要	なし
職員配置		言語聴覚士、聴能言語指導員、 医師、児童指導員、保育士、等	教職員
支援の内容		①発達の援助 ②聴覚・言語指導 ③環境の整備 ・新生児聴覚スクリーニング検査後の精密 検査と継続的な親子支援 ・聞こえの相談会（幡多管内・安芸管内） ・聞こえの検査（0歳から就学まで） ・他障害を合併した乳幼児への対応が柔 軟にできる（医療部・リハビリ・相談部・発達 支援部）	①発達の援助 ②聴覚・言語指導 ③環境の整備 【相談学級】 ・0～2歳児に早期からの教育相談の実施 【相談支援部】 ・地域支援教室（東部・西部）で、難聴特別支援学級や保育所等の子どもの教育相談 ・市町村教育委員会との連携 ・就学から進学・就職といった社会自立までのキャリア教育の実施

（3）肢体不自由

県内の肢体不自由の子どもの状況は、平成23年3月末現在で、身体障害者手帳の交付を受けている18歳未満の児童は377人で、うち5歳以下の児童は67人となっています。

また、特別児童扶養手当の受給資格対象児童で肢体不自由が主たる障害の18歳未満の児童は216人で、うち5歳以下の児童は48人という状況です。【表33】

身体障害者手帳交付数の推移は、ほぼ横ばいとなっています。【図 38】

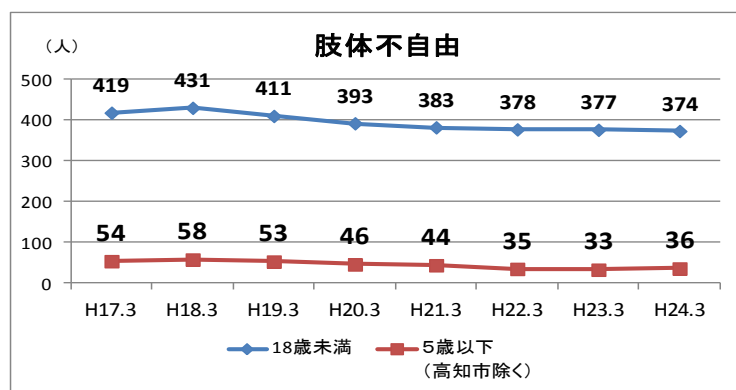
なお、各市町村が把握している支援を必要とする肢体不自由の未就学児は 80 人となっています。

【表 33】 障害者手帳交付数と特別児童扶養手当受給者数

圏域		安芸	中央東	高知市	中央西 (高知市除く)	高幡	幡多	合計
身体障害者 手帳交付数	18歳未満	33	69	179	33	28	35	377
	うち5歳以下	6	12	34	6	3	6	67
特別児童扶養手当 受給資格対象児童	18歳未満	15	44	92	25	19	21	216
	うち5歳以下	0	15	18	7	2	6	48

※障害者手帳 (H23. 3. 31 現在) ・特別児童扶養手当 (H24. 10. 31 現在)

【図 38】 身体障害者手帳交付数の推移



○肢体不自由の未就学児

[各市町村調査]

(H23. 11 高知県障害保健福祉課調査)

支援を必要とする未就学児：80人

肢体不自由の特別支援学校の児童生徒数は、小学部 58 人、中学部 35 人、高等部 52 人で合計 145 人、また、主たる障害種別が肢体不自由の特別支援学級の児童生徒数は小学校 39 人、中学校 18 人で合計 57 人となっています。【表 34】

【表 34】 特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数 (平成 24 年 5 月 1 日)

肢体不自由	小学校(部)	中学校(部)	高等部
特別支援学校	58 (4)	35 (1)	52 (2)
特別支援学級	39	18	—

※()内の数字は訪問教育に関する人数で内数

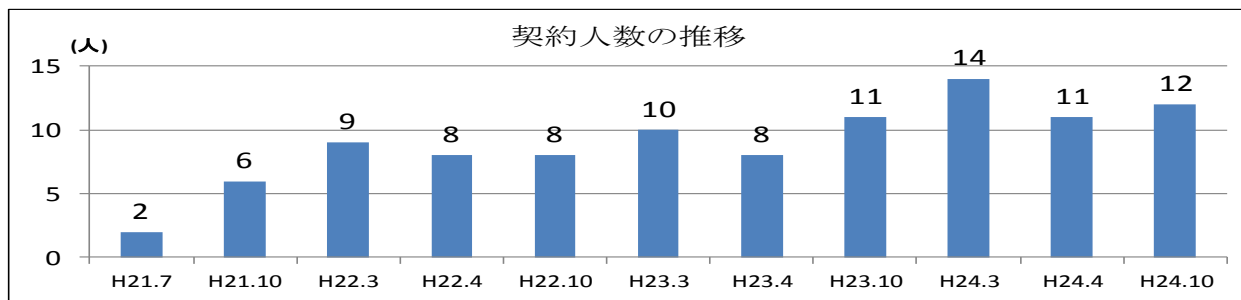
療育福祉センターの医療型児童発達支援センター (肢体不自由児通園) の契約児は、平成 24 年 11 月 1 日現在で 12 人と利用者数は少ない状況にあります。

契約児の状況をみると、年齢は 1 歳児、2 歳児が各 3 人、3 歳児が 4 人、4 歳児と 6 歳児が 1 人ずつとなっています。また、保育所や幼稚園との並行通園が 4 人、高知市ひまわり園との並行通園が 1 人で、療育福祉センターの医療型児童発達支援センター (肢体不自由児通園) のみの利用は 7 人となっています。

障害者手帳の所持状況は、身体障害者手帳の1級、2級が8人で、療育手帳のA1、A2の児童は4人です。主な疾病としては、脳性麻痺の児童が半数と多く、経鼻栄養などの医療的ケアが必要な子どもも多くなっています。【図39】 【図40】

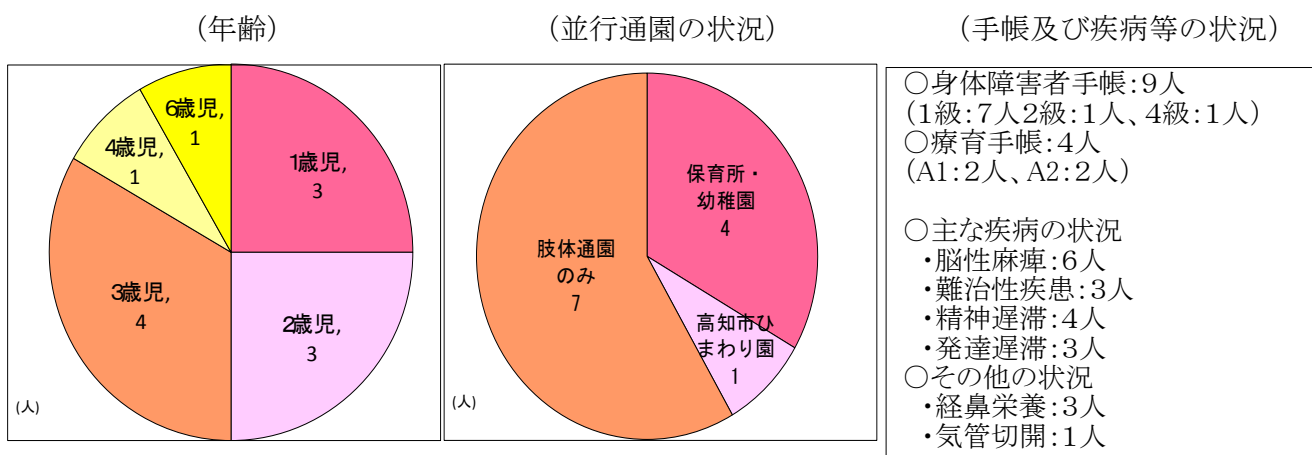
また、療育福祉センター外来における5歳以下の理学療法の利用児童は、実人数で138人と多く、リハビリテーションのニーズが高くなっています。【表35】

【図39】療育福祉センター医療型児童発達支援センター(肢体不自由児通園)の契約人数の推移



※H24.4.1から医療型児童発達支援センターへ移行しています。

【図40】療育福祉センター医療型児童発達支援センター(肢体不自由児通園)契約児の状況 (H24.11.1現在)



【表35】療育福祉センター外来における理学療法の実人数(5歳以下)

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
29	26	31	17	18	17	138

(H24.4.1現在)

平成23年度の県内の通所支援事業所の契約児の状況をみると、児童デイサービス事業所で肢体不自由の未就学児を受け入れているところは1か所のみとなっており、また、重症心身障害児(者)通園事業では、未就学児の子ども利用は少ない状況です。

【表36】 【表37】

【表 36】 児童デイサービスの契約児の状況（障害別）

※基準該当含、H24 年度からは児童発達支援及び放課後等デイサービス

（県障害保健福祉課調べ）

		平成23年10月1日現在									
事業所名	契約児数	肢体不自由		知的障害		発達障害		その他		合計	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児
高知県立療育福祉センター	99					99				99	0
昭光園	26		8		24		10			0	42
アートセンター 画楽	21				4		17			0	21
旭福祉センター「あゆみ」	52			8		45		6		59	0
東部障害者福祉センター「あゆみPasso」	42			4		38				42	0
ウィッシュユカがみの	33				21	2	23			2	44
Kidsたいよう	15			1	2	4	7		1	5	10
ぶらうらんど長山田	48					16	32			16	32
合計	336	0	8	13	51	204	89	6	1	223	149

事業所名	所在地	肢体不自由		知的障害		発達障害		その他		合計	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児
NPO法人デイサービスまる	高知市	5	6	5	14			1		11	20
デイサービス絆	高知市		1		1					0	2
合計		5	7	5	15	0	0	1	0	11	22

※重複あり

【表 37】 重症心身障害児通園事業（※H24 年度からは児童発達支援及び放課後等デイサービス）の状況

	実利用者	※H23 年度	
		うち 18 歳未満	うち未就学児
土佐希望の家	7	2	1
国立高知病院	12	9	0
幡多希望の家	10	4	0

（4）知的障害

県内の知的障害のある子どもの状況は、平成 24 年 3 月末現在で、療育手帳の交付を受けている 18 歳未満の児童は 909 人で、うち 5 歳以下の児童は 87 人となっています。

また、特別児童扶養手当の受給資格対象児童で主たる障害が知的障害の 18 歳未満の児童は 875 人で、うち 5 歳以下の児童は 178 人という状況です。【表 38】

療育手帳交付数の推移は、18 歳未満は増加傾向にありますが、6 歳以下はほぼ横ばいとなっています。【図 41】

なお、各市町村が把握している支援を必要とする知的障害のある未就学児は 357 人となっています。

【表 38】 障害者手帳交付数と特別児童扶養手当受給者数

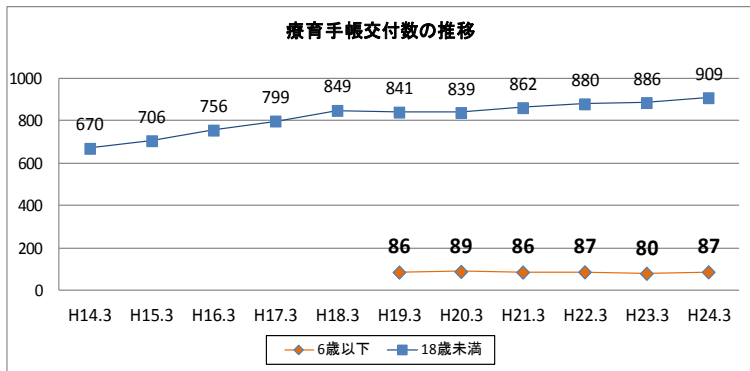
圏域		安芸	中央東	高知市	中央西 (高知市除く)	高幡	幡多	合計	
知的障害	療育手帳交付数	18歳未満	48	151	467	99	45	99	909
		うち6歳以下	8	22	43	4	1	9	87
	特別児童扶養手当 受給資格対象児童 (18歳未満)	①	8	12	33	13	3	18	87
		③	19	51	119	29	19	64	301
		④	38	102	220	49	23	55	487
		計	65	165	372	91	45	137	875
	特別児童扶養手当 受給資格対象児童 (5歳未満)	①	0	0	2	0	0	0	2
		③	6	14	20	1	6	16	63
		④	10	28	42	7	4	22	113
		計	16	42	64	8	10	38	178

※療育手帳（H24. 3. 31 現在）・特別児童扶養手当（H24. 10. 31 現在）

※特別児童扶養手当の障害区分：①知的障害 ③知的障害のみ ④知的障害及び知的障害以外の精神障害

【図 41】療育手帳交付数の推移

○知的障害のある未就学児



[各市町村調査]
(H23. 11 高知県障害保健福祉課調査)
支援を必要とする未就学児：357人

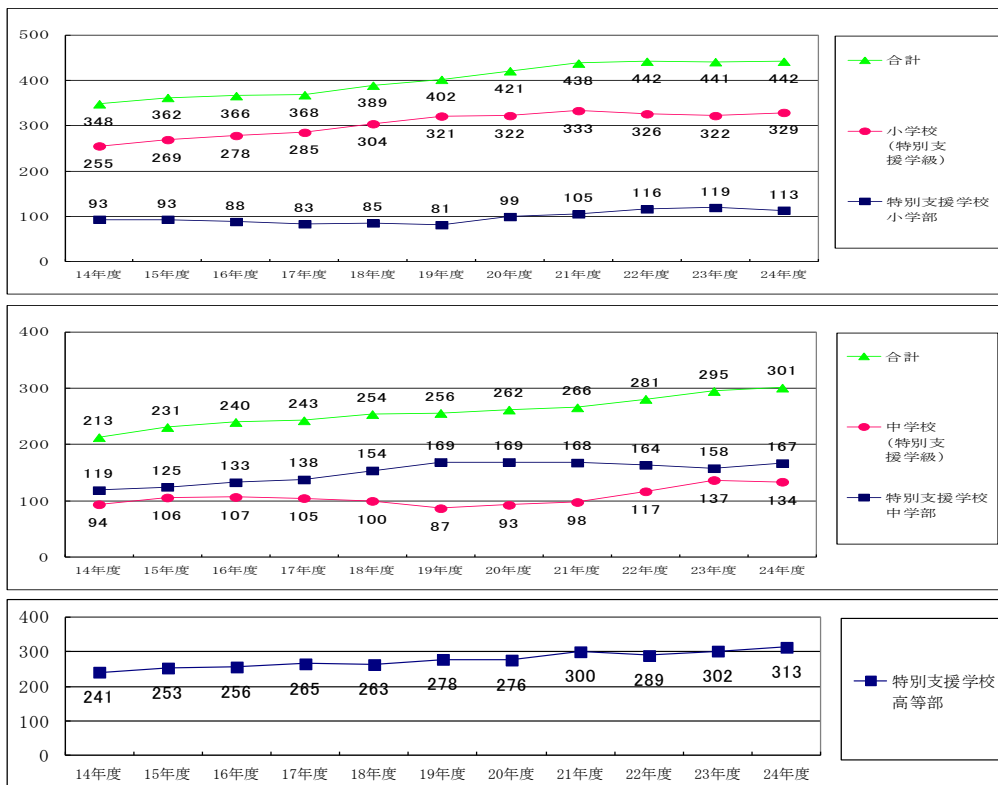
知的障害の特別支援学校の児童生徒数は、小学部 119 人、中学部 158 人、高等部 302 人で合計 579 人、また、主たる障害種別が知的障害の特別支援学級の児童生徒数は小学校 329 人、中学校 134 人で合計 463 人となっており、年度別推移をみると、特別支援学校、特別支援学級とも増加傾向にあります。【表 39】 【図 42】

【表 39】特別支援学校(国公立)及び特別支援学級の児童生徒数 (平成 24 年 5 月 1 日)

知的障害	幼稚部	小学校(部)	中学校(部)	高等部
特別支援学校	0	119(6)	158(3)	302(3)
特別支援学級	—	329	134	—

※()内の数字は訪問教育に関する人数で内数

【図 42】特別支援学校(国公立)及び特別支援学級の児童生徒数の推移



平成 23 年度の県内の通所支援事業所の契約児の状況を見ると、知的障害児通園施設は 1 か所で、利用児童の全員が知的障害と発達障害を重複しています。その他、児童デイサービス事業所では、知的障害の未就学児を受け入れているところは 4 か所となっています。

また、知的障害のある子どもは、保育所の利用が多くなっています。

【表 40】 【表 41】 【表 42】

【表 40】 知的障害児通園施設の契約児の状況（障害別）

施設名	契約児数	知的障害		発達障害	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児
やいろ	39	34	5	34	5

【表 41】 児童デイサービスの契約児の状況（障害別）

事業所名	契約児数	平成23年10月1日現在									
		肢体不自由		知的障害		発達障害		その他		合計	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児
高知県立療育福祉センター	99					99				99	0
昭光園	26		8		24		10			0	42
アートセンター 画楽	21				4		17			0	21
旭福祉センター「あゆみ」	52			8		45		6		59	0
東部障害者福祉センター「あゆみPasso」	42			4		38				42	0
ウィッシュユかがみの	33				21	2	23			2	44
Kidsたいよう	15			1	2	4	7		1	5	10
ぶらうらんど長山田	48					16	32			16	32
合計	336	0	8	13	51	204	89	6	1	223	149

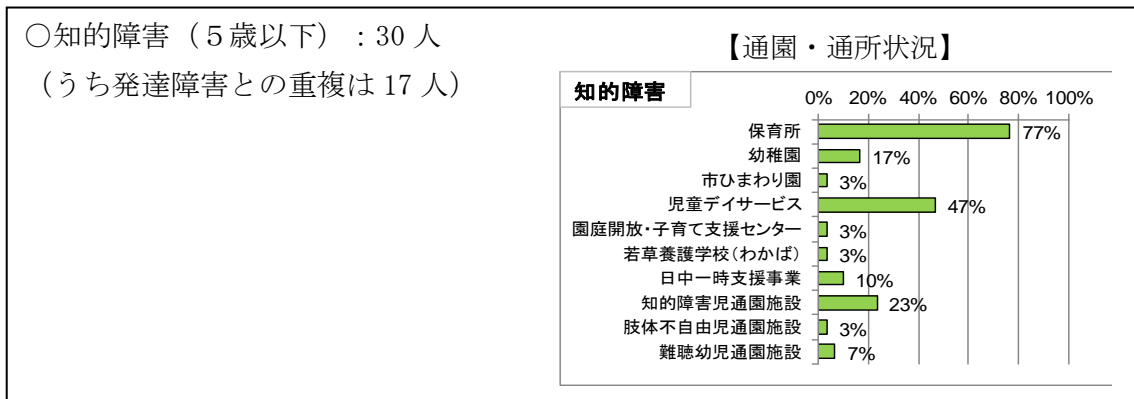
事業所名	所在地	平成23年10月1日現在									
		肢体不自由		知的障害		発達障害		その他		合計	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児	未就学児	就学児
NPO法人デイサービスまる	高知市	5	6	5	14			1		11	20
デイサービス絆	高知市		1		1					0	2
合計		5	7	5	15	0	0	1	0	11	22

※重複あり

※H24 年度からは児童発達支援及び放課後等デイサービス

(県障害保健福祉課調べ)

【表 42】 高知市の「障害等のある子どもの支援に関する調査結果」※ (H23.5~6 高知市) 回答率 56.5%



(5) 発達障害

発達障害のある子どもが対象となる障害者手帳は、知的障害が伴う場合は療育手帳、知的障害が伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳となります。しかし、療育手帳の交付を受けた児童のうち、発達障害のある児童の人数は把握できておらず、また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 18 歳未満の児童は、平成 24 年 3 月 31 日現在、わ

ずか 16 名であり、障害者手帳で発達障害の状況を把握することはできません。

また、特別児童扶養手当の受給資格対象児童で発達障害が含まれる障害区分の 18 歳未満の児童は 1,020 人で、うち 5 歳以下の児童は 197 人となっていますが、特別児童扶養手当は軽度の発達障害の場合は受給対象とならないため、発達障害のある子ども全体の人数は把握できません。【表 43】

なお、各市町村が把握している支援を必要とする発達障害のある未就学児は 725 人となっています。

【図 43】

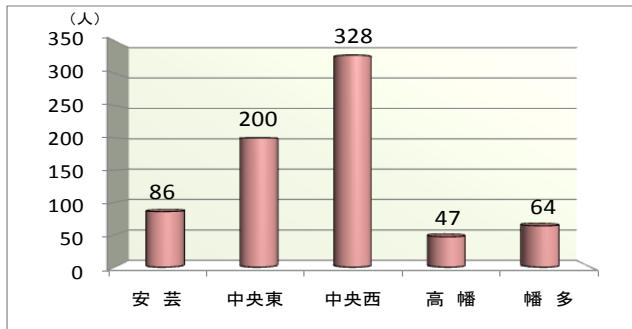
【表 43】 特別児童扶養手当受給者数

圏域		安芸	中央東	高知市	中央西 (高知市除く)	高幡	幡多	合計	
発達障害	特別児童扶養手当 受給資格対象児童 (18歳未満)	①	8	12	33	13	3	18	87
		②	0	2	6	1	0	1	10
		④	38	102	220	49	23	55	487
		⑤	40	84	203	38	33	38	436
		計	86	200	462	101	59	112	1,020
	特別児童扶養手当 受給資格対象児童 (5歳以下)	①	0	0	2	0	0	0	2
		②	0	0	0	0	0	0	0
		④	10	28	42	7	4	22	113
		⑤	14	15	33	8	5	7	82
		計	24	43	77	15	9	29	197

※特別児童扶養手当 (H24. 10. 31 現在)

※特別児童扶養手当の障害区分：①知的障害 ②知的障害以外の精神障害 ④知的障害及び知的障害以外の精神障害
⑤知的障害以外の精神障害のみ

【図 43】 発達障害の未就学児



[各市町村調査]

(H23. 11 高知県障害保健福祉課調査)

支援を必要とする未就学児：725 人

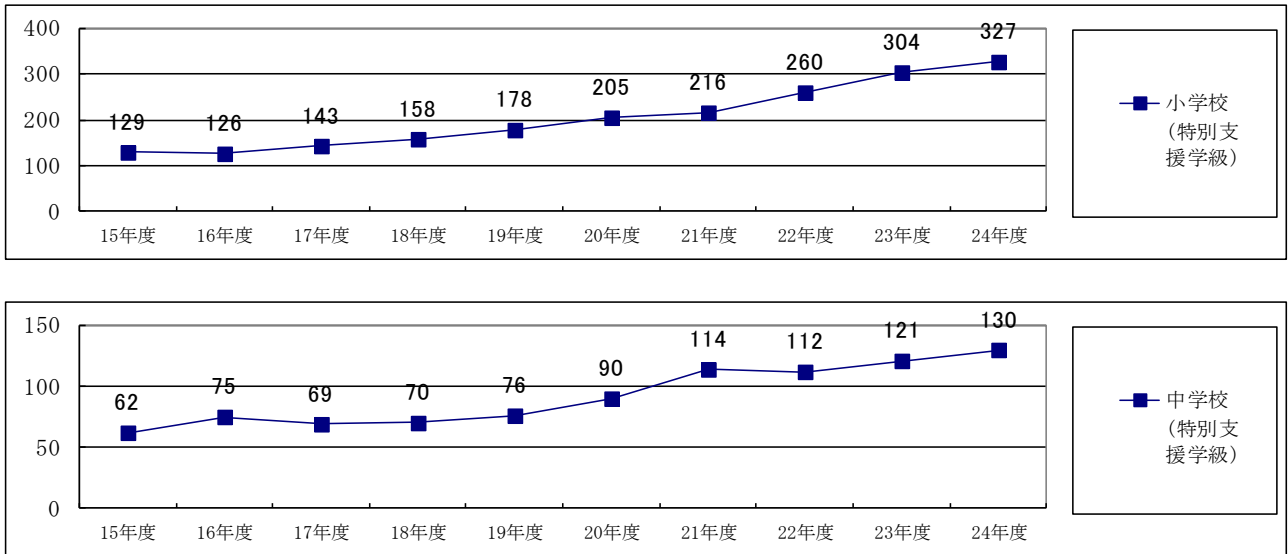
また、主たる障害種別が自閉症・情緒障害の特別支援学級の児童生徒数は小学校 327 人、中学校 130 人で合計 457 人となっています。年度別の推移をみると、小学校、中学校ともに増加しています。【表 44】 【図 44】

【表 44】 特別支援学級の児童生徒数 (平成 24 年 5 月 1 日)

	小学校	中学校
特別支援学級 ※1	327	130

※1 自閉症・情緒障害

【図 44】 特別支援学級の児童生徒数の年度別推移（各年度 5 月 1 日）

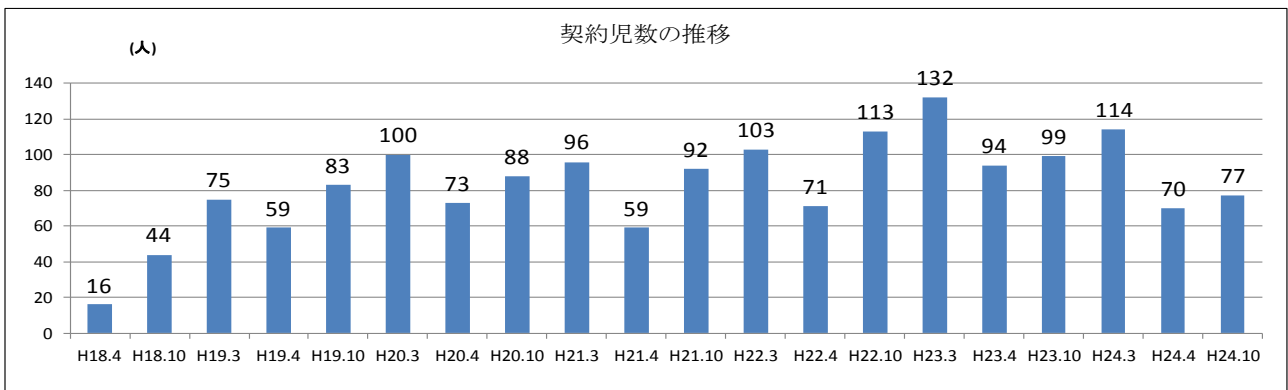


療育福祉センターの児童発達支援センター（自閉症児通園）の契約児は、平成 24 年 11 月 1 日現在で 78 人となっています。

契約児の状況は、年齢は、2 歳児が 3 人、3 歳児が 11 人、4 歳児が 34 人、5 歳児が 30 人となっています。契約児数の推移は年度内で増減はあるもののほぼ横ばいです。

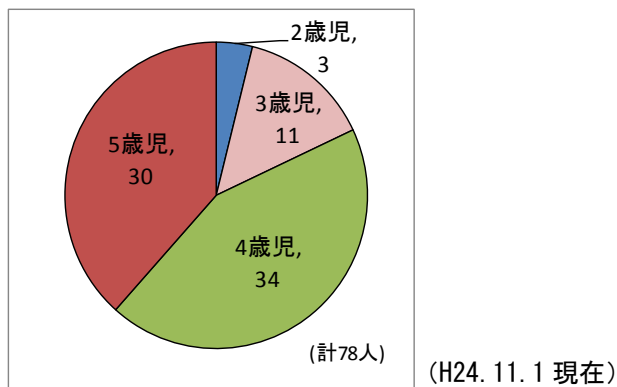
【図 45】 【図 46】

【図 45】 療育福祉センター児童発達支援センター（自閉症児通園）の契約児数の推移



※H24. 4. 1 から児童発達支援センターへ移行しています。

【図 46】 療育福祉センター児童発達支援センター(自閉症児通園)契約児の状況



県内の発達障害のある未就学の子どもが利用できる児童発達支援事業所は、平成24年11月1日現在、10か所で定員110人となっており、今後も発達障害のある子どもを受け入れる事業所は増えていくと見込まれます。【表45】

【表45】 県内の発達障害のある未就学の子どもが利用できる児童発達支援事業所（H24.11.1現在）

事業所名称	所在地	定員
高知県立療育福祉センター	高知市	10
アートセンター画楽	高知市	10
旭福祉センター「あゆみ」	高知市	10
東部障害者福祉センター「あゆみPasso」	高知市	10
児童発達サポートセンターきらり	高知市	10
やいろ	南国市	20
ウィッシュかがみの	南国市	10
ベルテール児童デイサービス須崎園	須崎市	10
Kidsたいよう	土佐清水市	10
ぷらうらんど長山田	高岡郡	10
合計		110

2 今後のあり方

(1) 基本的な考え方

障害のある子どもが、できるだけ早い時期から、より身近な地域で療育支援が受けられるよう、サービスの量を拡大するとともに、障害の特性や子ども一人ひとりの発達の状況に応じた専門性の高いサービスが提供されるようにしていく必要があります。

このため、民間で可能なものは民間に委ねるという基本的な考えのもとで、療育福祉センターは県立の療育機関として、専門性や採算の課題から民間の事業所等では担っていくことが難しい分野や、民間の事業所等で取り組みが始まっているものの、発展途上にあり、福祉サービスの質を高めるため、先導的な役割が期待されている分野などを担っていくことが必要です。

また、民間事業所のサービスの質を高めていくことが重要であるため、療育福祉センターには指導的な役割も求められています。

(2) 視覚障害

視覚障害のある子どもは、盲学校の「ひまわり教室」や幼稚部において、専門的な支援を受けており、今後も支援を受けることが可能です。

このため、療育福祉センターでは、今後、視覚障害のある子どもの通園機能を持つ必要はないと考えます。

なお、療育福祉センターのリハビリテーションや通所支援事業所には、肢体不自由等と視覚障害が重複している子どもが利用しているため、そうした障害の特性に応じたより適切な支援が行えるよう、取り組む必要があります。

さらに、児童相談所の障害相談部門においては、盲学校や医療機関、市町村の保健師、生活訓練指導員等の関係機関との情報の共有や有機的な連携を図り、早期の相談や支援につなげるよう、取り組む必要があると考えます。

(3) 聴覚障害

聴覚障害のある子どもの多くは、保育所に通いながら、療育福祉センターの児童発達支援センター（難聴児通園）を利用している状況にあります。

県内では、この他に、聴覚障害のある子どもの早期支援を行う機関として、高知ろう学校に幼稚部と相談学級があります。

現在、児童発達支援センター（難聴児通園）を利用している幼児の一部は、高知ろう学校の相談学級を並行利用しています。

なお、県内の聴覚障害のある子どもは少なく、また、その療育支援は高度の専門性が求められるため、民間事業所による受け入れは、専門的な人材確保や採算の面で難しく、現在のところ、民間事業者の参入は見込めません。

児童発達支援センター（難聴児通園）と高知ろう学校の幼稚部・相談学級の基本的な支援内容は、ほぼ同じですが、対象児童や利用形態について、次のとおり相違があります。

- ① 高知ろう学校幼稚部の対象幼児の障害程度は、学校教育法施行令の規定に基づき、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上とされているが、児童発達支援センター（難聴児通園）については、聴力レベルの規定はなく、難聴と診断された幼児を対象としている。
- ② 高知ろう学校幼稚部は、学校教育法に基づき幼稚園に準ずる教育を行うこととされており、地域の保育所との並行通園は想定されていないが、児童発達支援センター（難聴児通園）では、利用幼児の大半が保育所と並行通園している。

このため、仮に、聴覚障害の児童数が少ないとして、早期療育支援機能を、高知ろう学校に一元化した場合、幼稚部では、軽・中度難聴児が対象にならず、また、保育所との並行通園もできないため、聴覚障害のある子どもの早期療育のニーズに十分応えることができないこととなります。

したがって、療育福祉センターにおける難聴児の通園機能は、引き続き、存続する必要があると考えます。

なお、今後も、保護者が、子どもの状況に応じた適切な療育機関を選択できるよう、高知ろう学校との情報の共有や有機的な連携を強化するとともに、地域の保育所等において適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要があります。

（４）肢体不自由

医療型児童発達支援センター（肢体不自由児通園）の契約児童は、脳性運動障害のある子どもが多く、その半数が知的障害を重複し、他にてんかんなどを合併しているなど、「医療的ケア」が不可欠な子どもが増加しています。

また、対象児とその家族は、診療をはじめ、発達段階に応じた訓練や保育の提供、摂食や栄養指導等の育児支援などの総合的な家族支援を必要としています。

一方、民間の児童発達支援事業所では、現在のところ、こうした肢体不自由の子どもを受け入れている事業所はほとんどなく、医療型児童発達支援を行う事業所もありません。

また、リハビリテーションのニーズが高いが、重症心身障害でない肢体不自由の子どもに対して、早期療育支援とリハビリテーションを合わせて行う機関もない状況です。

このため、肢体不自由の子どもの通園機能については、保育所への入所や就学に向けた早期療育機関として、当面は、療育福祉センターで担う必要があると考えます。

なお、地域の保育所において、医療的なケアが必要な子どもの受け入れも行われていることから、適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要があります。

(5) 知的障害

知的障害のある子どもの多くは、保育所を利用しており、発達障害を重複している場合など、個別療育が必要な場合に、児童発達支援センターや児童発達支援事業所を並行利用している状況です。

今後、各圏域に児童発達支援事業所が整備されれば、民間事業所で必要な支援を受けることが、十分可能であると思われま

このため、療育福祉センターでは、今後とも、知的障害のある子どもの通園機能を持つ必要はないと考えますが、地域の保育所等において、適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要があります。

なお、地域の保育所等では支援が難しいと考えられる最重度の知的障害のある子ども（コミュニケーションが取れず、保育所等での集団活動が困難等）については、民間の児童発達支援事業所での対応状況を踏まえて、療育福祉センターの通園対象児童とするか検討する必要があると考えま

(6) 発達障害

発達障害のある子どもは、児童発達支援の利用が多く、民間の事業所が増加しています。

市町村が把握している支援を必要とする未就学児 1,213 人のうち、発達障害のある子どもが 725 人と最も多く、早期療育支援のニーズが高いことから、今後とも、民間事業者の参入が見込まれます。

しかしながら、発達障害については、必ずしも支援方法が確立しておらず、専門的な人材も少ないことから、今後、民間事業所のサービスの質を確保し、身近な地域で専門的な支援が受けられるようにするためには、療育福祉センターが、民間事業所に技術的支援を行うなど、人材の育成や支援方法の確立に向けて、先導的な役割を担う必要があります。

したがって、療育福祉センターにおける発達障害のある子どもの通園機能については当面は、存続する必要があると考えま

あわせて、保育所を利用している子どもが多いことから、地域の保育所等において、適切な支援が行われるよう、保育所等訪問支援の機能を充実する必要があります。

なお、今後の民間事業者の参入や提供されるサービスの質の状況に応じて、民間で可能なものは民間に委ねるという基本的な考え方に基づき、通園機能のあり方等について引き続き検討していく必要があると考えます。